

平成 28 年度 事前評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	下河内（４）地区急傾斜地崩壊対策事業	
担当部署	都市整備部河川室河川環境課砂防グループ（連絡先 06-6944-9302）	
事業箇所	南河内郡河南町大字下河内	
事業目的	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけ崩れ災害から、府民の人命を守るため、がけ崩れの恐れのある急傾斜地において急傾斜地崩壊防止施設を設置し人家 24 戸、府道 365m を保全する。	
事業内容	急傾斜地崩壊対策工 法面工 L=365m	
事業費	全体事業費：約 3.5 億円（国：1.58 億円、府：1.58 億円、受益者負担金：0.34 億円） （内訳）調査費等約 0.2 億円 用地費 約 0.0 億円 工事費 約 3.3 億円	
	【事業費の積算根拠】 近年実績による	【工事費の内訳】 法面工 3.3 億円
事業費の変動要因	—	
維持管理費	—	
関連事業	なし	

2 事業の必要性等に関する視点

上位計画等における位置付け	大阪府都市整備中期計画（案）[H28. 3]
優先度	斜面崩壊により道路が寸断された場合、広域避難所である寺ヶ池公園や指定避難所である小学校への避難が困難になるため、優先度が高い
事業を巡る社会経済情勢等	本箇所は人家戸数 24 戸、府道 365m を保全対象に有する急傾斜地である。府道については、集落間を繋ぐ道路であり、当該急傾斜地が崩壊し道路を閉塞した場合には、地区の指定避難所への避難が困難となる。また、斜面と人家が近接しており、土砂崩落があった場合に被害が甚大になる恐れがある。 〔災害発生の危険度〕 当該急傾斜地の周辺においては、風化による荒廃が進んでいることから、短時間の集中豪雨や長雨により斜面崩壊が発生する危険性がある。 〔保全対象〕 ・人家戸数：24 戸 ・府道：365m
地元の協力体制等	地元の要望を受けて事業に着手。防災事業として認識されており、事業に対する全面的な協力を得ている。
事業の投資効果<費用便益分析>または<代替指標>	【効果項目】 ・資産被害抑止効果 ・人身被害抑止効果（逸失利益） 【分析結果】 ・B/C=4.00 B=12.33 億円 C=3.08 億円 【算出方法】 国土交通省水管理・国土保全局砂防部「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル」（平成 11 年 8 月） 【受益者】 崩壊区域内住民及び施設管理者
事業効果の定性的分析（安心・安全、活力、快適性等の有効性）	【効果項目】 急傾斜地崩壊防止施設を設置し、当該箇所の安全性を向上させる 【受益者】 崩壊区域内住民及び施設管理者

3 事業の進捗の見込みの視点

事業段階ごとの進捗予定と効果	平成 29 年度 測量・地質調査・詳細設計 平成 30 年度 工事着手 平成 35 年度 工事完了（予定）
完成予定年度	平成 35 年度

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

代替手法との比較検討	本箇所の斜面においてがけ崩れの被害を防ぐには、斜面の崩壊を直接防止する法面工以外の工法は無い。
------------	---

5 特記事項

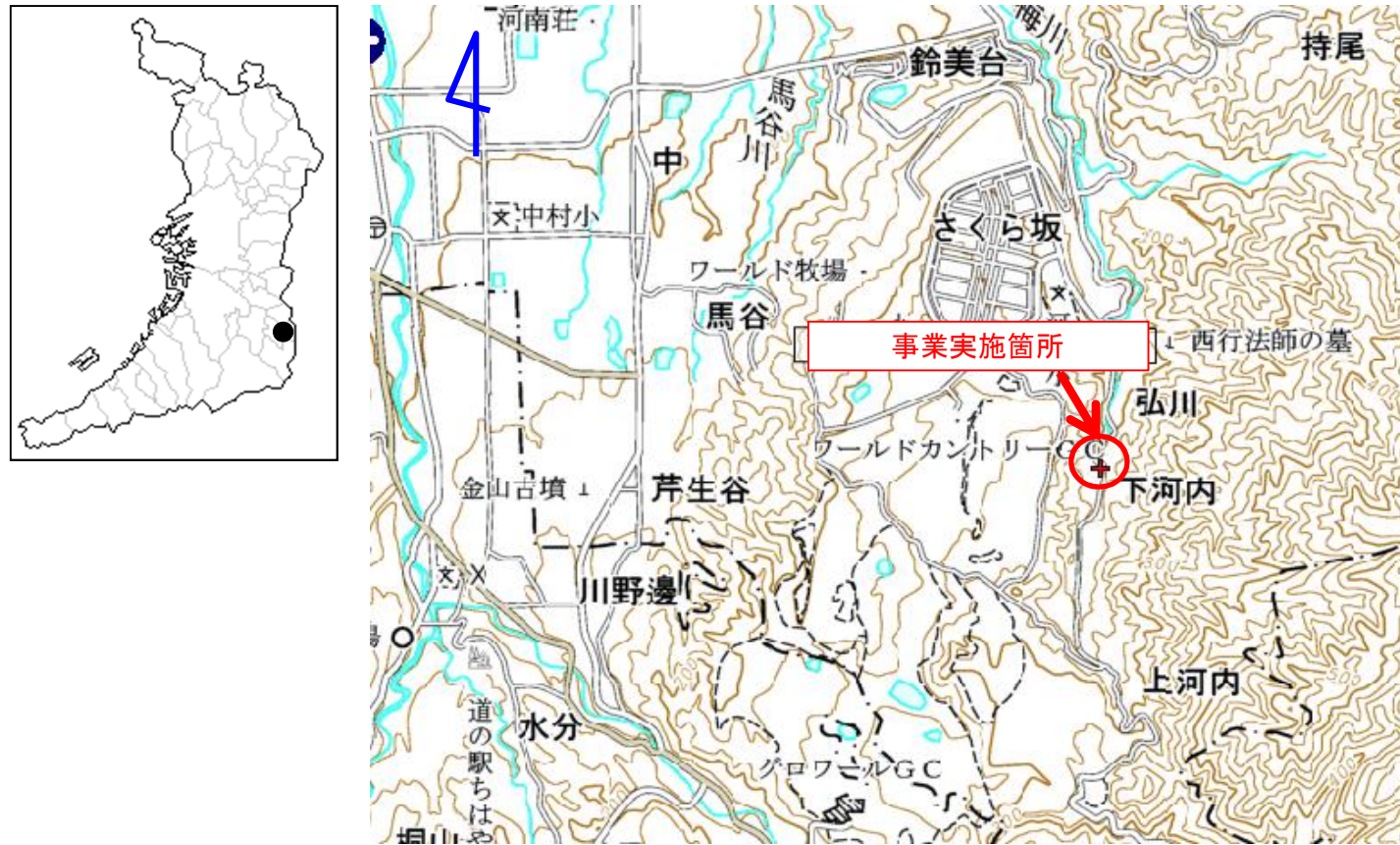
自然環境等への影響とその対策	本箇所の対策工設置斜面においては中高木が存在しないため、工事による伐採等の影響はない。なお、掘削範囲を最小限にするなど、自然環境への影響を極力軽減する。
その他特記事項	本事業によるハード対策に加え、ハザードマップの作成・防災訓練などのソフト対策による住民の安全・安心の充実を図る。

6 評価結果

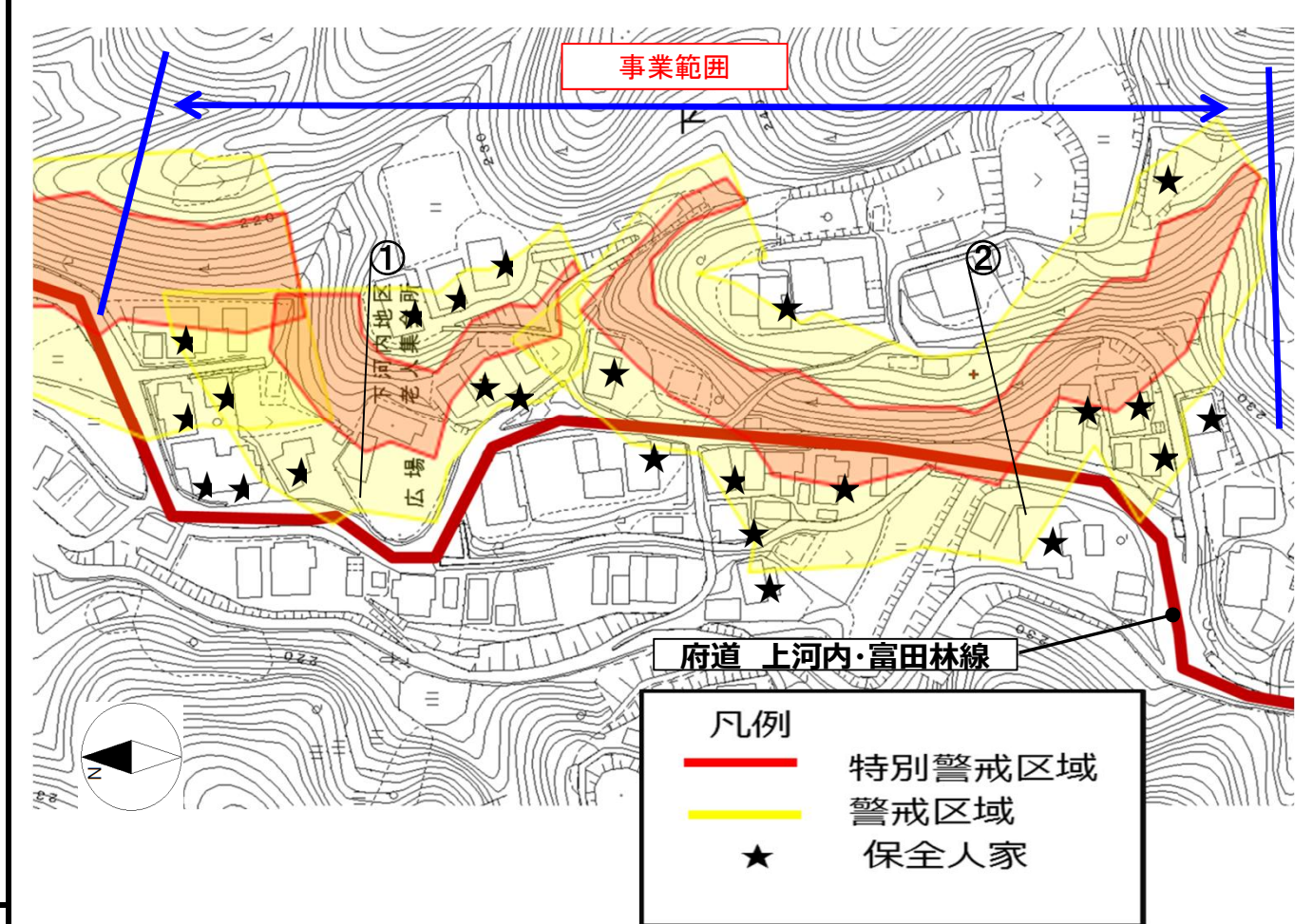
評価結果	○事業実施 <判断の理由> 本箇所は人家戸数 24 戸、府道 365m を保全対象に有する急傾斜地である。府道については、集落間を繋ぐ道路であり、当該急傾斜地が崩壊し道路を閉塞した場合には、地区の指定避難所への避難が困難となる。また、斜面と人家が近接しており、土砂崩落があった場合に被害が甚大になる恐れがあることから、これらを保全する目的で急傾斜地崩壊防止施設を設置する必要があるため「事業実施」とする。
------	--

平成28年度 事前評価 (下河内(4)地区急傾斜地崩壊対策事業)

事業箇所図



平面図



現況写真



斜面の状況



斜面の状況

標準断面図

